

# 一般廃棄物処理施設 整備手順マニュアル

循環型社会形成推進交付金等の活用に必要な  
作業及び検討事項

## 一般廃棄物処理施設の建設に向けた作業スケジュール（イメージ）

事業区分	年（目安）	項目	必要となる具体的な作業等
構想計画	～3年前程度	1. 一般廃棄物処理基本計画の策定	①計画策定のための基礎調査 ②一般廃棄物処理基本計画の作成
	1～2年前	2. 施設整備基本構想の策定	施設整備基本構想の作成
		（この時点までに建設用地決定）	（施設建設用地の選定）
	事業開始前年度	3. 循環型社会形成推進地域計画の策定	循環型社会形成推進地域計画の作成・提出
交付申請	事業開始～事業終了	4. 循環型社会形成推進交付金の交付申請等	循環型社会形成推進交付金の交付申請 要望額調査への対応
調査 計画 設計	1～3年目	5. 施設建設に必要な調査の実施	各種調査（測量・地質・生活環境）の実施
		6. 施設整備基本計画の策定等	①施設整備基本計画の策定 ②基本設計、（実施設計）
		（建設用地取得、都市計画決定）	関連手続き作業
工事発注	2～3年目	7. 施設建設工事の発注	①民間活力導入可能性調査 ②事業者選定
建設工事	4～7年目	8. 施設建設工事	設計監理・施工監理
供用	8年目～	9. 施設供用開始	運営モニタリング
	10数年目～	10. 長寿命化計画の策定	長寿命化総合計画の作成

# 1. 一般廃棄物処理基本計画の策定

## ■一般廃棄物処理基本計画とは

- 市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定める必要があります。
- 一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の3に基づき、
  - ✓ 長期的視点に立った基本的な方針を明確にする【一般廃棄物処理基本計画】
  - ✓ 基本計画に基づき年度ごとに策定する【一般廃棄物処理実施計画】で構成されます。
- また、それぞれの計画は「ごみに関する部分」と「生活排水に関する部分」で構成されます。



# 1. 一般廃棄物処理基本計画の策定

## ①計画策定のための基礎調査

- 市町村は、一般廃棄物処理計画について、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行うことが必要です。
- そのため、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する場合は、
  - ✓ごみの排出状況などの最新データ
  - ✓現行の一般廃棄物処理基本計画に記載した事項の達成状況など、記載した事項がどこまで実現できたかなど、現在の状況を的確に把握するためのデータ収集が必要不可欠です。
- 具体的には、「既計画の実施状況」、「ごみ発生量」、「ごみ質」、「市民意識の変化状況」といったデータを収集(調査)している市町村が多く、さらに、当該調査は、担当部局のみならず外部有識者なども必要に応じて活用する事例も見受けられます。

# 1. 一般廃棄物処理基本計画の策定

## ②一般廃棄物処理基本計画の作成

- 一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。  
当該計画の策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢等を踏まえるとともに、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等についても十分検討することが必要です。
- 一般廃棄物処理基本計画に記載する事項は、廃棄物処理法第6条第2項、施行規則第1条の3で規定しています。また、同計画を策定又は改定した場合は、同法第6条第4項により、遅滞なく公表するよう努めることとされています。
- なお、一般廃棄物処理基本計画は、国や都道府県の計画（環境基本計画、廃棄物処理施設整備計画など）等を踏まえたものとすることも求められます。

※循環型社会形成推進交付金等の要件に、基本計画の作成時から検討すべき内容があることに留意してください。

### 【参考となる資料】

ごみ処理基本計画策定指針 生活排水処理基本計画策定指針

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/gl\\_dwdbp/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html)

## 2. 施設整備基本構想の策定

### ■施設整備基本構想とは

- 施設整備基本構想は、「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえて、循環型社会を形成する上で今後整備が必要となる施設の最適な処理システムの検討を行うこと、さらに、その検討を踏まえ具体的な施設整備内容を決定することを目的に作成するものです。  
(注) 廃棄物処理法などで作成が義務づけられているものではありません。
- また、一般廃棄物処理施設の整備に国の財政支援（循環型社会形成推進交付金等）を活用する場合、財政支援を受ける前に、「循環型社会形成推進地域計画（後述）」を策定し、環境大臣の承認を得る必要があります。
- 循環型社会形成推進地域計画では、整備する施設の事業期間、規模、形式、事業計画額等について記載することが求められますので、施設整備基本構想をあらかじめ策定し、その上で、循環型社会形成推進地域計画の策定を開始する市町村が多くなっています。

## 2. 施設整備基本構想の策定

### ■施設整備基本構想の作成

- 施設整備基本構想で記載する内容を定めている法令はありませんが、多くの市町村で以下の項目などを記載しています。

(記載項目 (例) )

- ごみ処理の現状と課題の整理
  - 最新のごみ処理技術の動向調査
  - ごみ量・ごみ質の長期見通しを踏まえ、最適な処理システムの選定
  - 施設整備基本構想のとりまとめ
- なお、施設整備基本構想は市町村が策定主体となりますが、策定に当たっては廃棄物処理施設に関する専門的かつ総合的な知識やノウハウが必要となることも多いため、その知見・経験を有する外部有識者（コンサルタント会社など）を活用している自治体が一般的です。

### 3. 循環型社会形成推進地域計画の策定

#### ■循環型社会形成推進地域計画とは

➤環境省には、一般廃棄物処理施設を整備する市町村への支援策が複数ありますが、いずれの支援策を活用する場合でも、市町村は「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、環境大臣の承認を得ることが必要です。

##### 【一般廃棄物処理施設の整備に対する支援策】

- 循環型社会形成推進交付金（環境省）※沖縄県分は内閣府、北海道、離島・奄美分は国土交通省
  - 大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業（環境省）
  - 廃棄物処理施設を核とした地域環境共生圏構築促進事業（環境省）
- ※各事業により採択要件が異なります。

➤また、「循環型社会形成推進地域計画」に記載する事項は「循環型社会形成推進交付金交付要綱」で規定しています。なお、具体的な記載例を「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」に掲載していますので、当該マニュアルを参考にしてください。

##### 【参考となる資料 [循環型社会形成推進交付金サイト \[環境省\] \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp/)】

循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル [https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc/regional.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/regional.pdf)

循環型社会形成推進交付金等申請ガイド（施設編） [https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc/gaido.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/gaido.pdf)

循環型社会形成推進交付金Q&A集 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc/q\\_a.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/q_a.pdf)

## 4. 循環型社会形成推進交付金の交付申請等

### ■循環型社会形成推進交付金等の交付申請等について

- 国の支援策（循環型社会形成推進交付金等）を活用するためには、
  - ✓ 循環型社会形成推進交付金交付要綱等で定める「要件」を充たすこと
  - ✓ 都道府県を經由して、交付申請書を、（毎年度）、国に提出することが必要となります。
- なお、施設整備経費の中には国の支援の対象とならない経費もありますので、あらかじめ「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」、「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド（施設編）」を確認しておくことが望ましいです。
- 環境省では、年に3回（4月、9月、1月頃）、都道府県を通して交付金等の要望額の調査を実施しています。この調査結果は、予算要求・予算折衝を行うための基礎資料となります。施設規模等がある程度固まった段階から、登録するようお願いします。
  - ※国の支援は「予算の範囲内」でしか実施できませんので、要望額調査で登録されていない案件については、支援できない場合もあり得ます。

#### 【参考となる資料】

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/2\\_koufu/tori\\_yoryou.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu/tori_yoryou.pdf)  
循環型社会形成推進交付金等申請ガイド（施設編） [https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc/gaido.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/gaido.pdf)

## 5. 施設建設に必要な調査の実施

### ■各種調査の具体的な内容等

- 施設建設のためには、あらかじめ、各種調査を実施することが必要です。なお、調査は市町村が建設コンサルタント等に発注し、実施する場合があります。

#### 【主な調査】

##### 測量調査

施設整備計画に必要な基礎データを得るため、建設用地の現況地形図の作成や敷地境界の確定を行うものです。

##### 地質調査

施設整備計画に必要な地盤情報を得るため、ボーリング調査、原位置試験、室内土質試験等を行うものです。

##### 生活環境影響調査

廃棄物処理法第9条の3第1項の規定により設置届出を要する全ての廃棄物処理施設について、調査の実施が義務づけられています。

市町村は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を基本とし、施設整備の計画段階において、当該施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討するものです。

※必要な調査については、適宜都道府県等にもご確認ください。

## 6. 施設整備基本計画の策定等（施設整備基本計画、施設整備基本設計）

### ■施設整備基本計画

➤施設整備基本計画は、計画目標年次における計画処理区域内のごみを適正に処理するために必要な処理施設について、建設基本方針、事業計画を定めるものです。

【参考となる資料】

廃棄物処理施設整備計画 <https://www.env.go.jp/content/900511735.pdf>

多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイダンス <https://www.env.go.jp/content/900536204.pdf>

ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)／公益社団法人 全国都市清掃会議

汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領(2021改訂版)／公益社団法人 全国都市清掃会議

廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)／公益社団法人 全国都市清掃会議

### 【エネルギー回収型廃棄物処理施設基本計画の場合】

高性能で安定して稼働する処理技術を採用することはもちろんですが、建設用地近隣の住民との合意形成を踏まえて、土地利用規制等の関係法令を満足するものとしなければなりません。

また、施設にはリサイクルセンターや電力・熱エネルギーの供給基地としての機能も持たせ、地域還元施設として位置づけて地域に受け入れやすい施設として計画することや、施設の耐震化や地盤改良、浸水対策、自立分散型の電力供給や熱供給等といった災害対策を行い廃棄物処理システムの強靱化を確保することにより、地域の防災拠点としての役割を果たす計画とすることが重要となります。

エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設整備基本計画では、上述の内容を踏まえ、建設基本方針、事業計画を定めるものです。

## 6. 施設整備基本計画の策定等（施設整備基本計画、施設整備基本設計）

### ■施設整備基本設計

- 施設整備基本設計は、施設整備基本計画を受けて、建設工事の発注過程へと進むためのプロセスとして位置付けられるものです。
- 施設整備基本設計のために必要な作業は、発注方式の検討、参考見積仕様書の作成、参考見積図書の技術審査、最終発注仕様書の作成、建設工事の積算等となります。

### 【参考】

- 公共工事では、市町村が設計と積算を行い、競争入札によって施工業者を決定する「図面発注（施工契約）」が原則ですが、廃棄物処理施設の建設工事は、
  - ✓土木・建築・機械・電気などの高度で複雑な技術の集合体であること
  - ✓市町村が独自に詳細な設計を行うことは極めて困難であること
  - ✓詳細な図面を提示することが、結果として、製作者の指定につながる（＝競争性を阻害する）懸念があることなどから、設計と施工をあわせて契約する「性能発注（設計施工契約）」を選択する市町村が多くなっています。

### 【参考となる資料】

[廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについて | 報道発表資料 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)

## 7. 施設建設工事の発注

### ■民間活力導入可能性調査

- 廃棄物処理施設整備は膨大な事業費を要するため、ライフサイクルコストの削減、費用の平準化、民間企業のノウハウの積極的な活用等が求められています。
- 民間活力導入可能性調査は、「PPP／PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（平成29年1月 内閣府）」に基づき、専門的な外部コンサルタントを活用しながら、各事業方式〔公設公営方式、公設民営方式、PFI（民設民営）方式〕について総合的に評価し、最適な事業方式を選定するとともに、今後の事業実施にあたっての課題整理を行うものです。
- なお、循環型社会形成推進交付金等の活用にあたっては、PPP／PFIの導入検討を行うことなどを求めています。

#### 【民間活力導入可能性調査の作業項目】 公共事業方式の整理

- ① 施設整備運営事業における事業方式の評価
- ② 各事業方式における前提条件の設定
- ③ 事業化シミュレーション（VFMの評価）
- ④ 民間事業者の参加意向等の把握（市場調査）
- ⑤ 事業方式の評価
- ⑥ 事業実施にあたっての課題整理

## 7. 施設建設工事の発注

### ■事業者選定

- 廃棄物処理施設建設工事の発注方式は、設計と施工を一括で発注する「性能発注（設計施工契約）」方式が一般的です。
- 次に、廃棄物処理施設建設工事の入札・契約では、競争性・透明性の向上、品質の確保、技術力競争、不正行為の防止等が求められており、これらに適切に対応することが必要不可欠です。市町村では、地方自治法で認められている入札方式の中から適切な方式を選択し、事業者選定を行うこととなりますが、総合評価落札方式を選択する場合、事業者選定期間に2年を要する可能性があることから、入札方式の選択では事業スケジュールに留意する必要があります。

#### 【事業者選定のプロセス】

- ① 事業者選定方式の検討
- ② 実施方針の作成及び公表
- ③ 特定事業の選定及び公表
- ④ 募集書類の作成
- ⑤ 事業者選定事務
- ⑥ 事業者契約締結の契約交渉
- ⑦ 事業者選定委員会の運営支援

## 8. 施設建設工事（設計・施工監理）

### ■設計・施工監理の必要性

- 施設建設工事では、契約の履行の確保の観点から、設計・施工監理を適切に実施する必要があります。
- 地方自治法第234条の2では、市町村は契約の適正な履行を確保するためや給付の完了の確認のため、必要な監督又は検査を行わなければならないこととされています。
- 監督又は検査の方法については、地方自治法施行令第百六十七条の十五に規定されていますが、専門的知識や技能が必要のため、市町村の職員による監督又は検査が困難と判断される場合は、外部有識者（コンサルタント会社など）に委託して監督又は検査を行わせることができます。

### ■設計監理

- 設計監理は、事業者が作成した設計図書等について、入札説明書、発注仕様書（要求水準書）、事業者から提出された事業提案書（以下「入札説明書等」という。）及び関係法令・基準等に適合・準拠していることの確認を行うものです。

## 8. 施設建設工事（設計・施工監理）

### ■施工監理

- 施工監理は、事業者に対し、要求水準書、提案書の内容通りに工事が進められているかどうかの審査、現場施工に関する安全管理、工程管理、品質管理等が適確に実施されているかの確認及び指導、入札説明書等に記載の性能が発揮できているか等の確認を行うものです。
- 廃棄物処理施設建設工事は、建築工事の他、土木工事、外構工事、プラント工事等の多種多様な工種で構成されていますので、各工種ごとに担当監理者を選定しておく必要があります。また、建築基準法第5条の6の規定に基づき、建築物の建築主は工事監理者を定めなければなりません。
- 廃棄物処理施設建設工事の施工監理（設計監理を含む）では、各工種の専門技術者を配置することが必要となるため、コンサルタント会社へ外部委託している自治体が一般的です。

## 9. 施設供用開始

### ■運営モニタリング

- 廃棄物処理施設の供用開始後においても、設計・施工監理と同様に契約の適正な履行を確認する必要があります。
- 運営モニタリングは、契約の適正な履行を確保する観点から、維持管理業務受注者あるいは事業運営業務受注者が行う維持管理業務・事業運営業務に対して、サービス水準、経営状況、環境負荷等のモニタリングを含めた事業評価を実施し、不適切な事項についての改善措置を行うために実施するものです。
- また、運営モニタリングの実施にあたっては、当該事業の発注者支援、設計・施工監理に携わってきたコンサルタント会社に随意契約により委託している事例も多数見受けられます。  
なお、運営モニタリング委託期間については、供用開始からある一定期間（その期間内に市町村の職員が専門知識や技能を習得する）に限定し、その期間経過後は、市町村の職員のみで運営モニタリングを実施している事例も多数見受けられます。
- なお、運営モニタリングの委託費用は、施設供用開始の前年度から必要となりますので、予算確保時期に留意のうえ、必要な予算を計上することが必要となります。
- 運営、保守管理には、施設整備時に作成した施設保全計画が参考となります。

## 10. 長寿命化計画の策定

### ■長寿命化総合計画

- 廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センター等）の長寿命化を経済的かつ効率的に進めて財政負担の低減を進めるためには、施設を構成する主要な設備・機器の構造や性能の低下が致命的になる前に、状態基準保全と時間基準保全とを効果的に組み合わせ、補修・補強・更新等を実施することが必要となります。
- また、設備・機器を効果的に更新することで、効率的な運転、確実な環境保全対策、電気・用水等のユーティリティ低減等による省エネルギー化等の効果も得られ、併せて地球温暖化対策に貢献する必要があります。平成25年11月に『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』より『インフラ長寿命化基本計画』が決定されており、廃棄物処理施設の計画的な長寿命化の推進についても、さらに必要性が高まっています。

#### 【参考となる資料】

「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）  
([https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc/gl-ple\\_prov.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/gl-ple_prov.pdf)) 」

「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）  
([https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc/gl-ple\\_hw.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/gl-ple_hw.pdf)) 」

「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他の施設編）  
([https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc/gl-ple\\_hv.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/gl-ple_hv.pdf)) 」